

09 厚生労働省(特区第10次 再々検討要請)

下	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	'措置の分類、見直し	'措置の内容、見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	提案事項番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
0900060	死体解剖に関する要件の緩和及び適用の拡大	死体解剖保存法	医学の教育又は研究のために行われる解剖については、死体解剖保存法を遵守した上で行うことができる。	現行法で規定されている死体解剖について、医師及びコメディカルスタッフの医療技術研修、医療技術の研究開発及び医療機器の研究開発の目的で死体解剖することを可能にする。また、大学等以外の要件を満たした施設においても、それらの目的で死体解剖することを可能にする。	医療技術研修及び医療技術・機器の研究開発を行う産・学連携の総合医療研修・研究施設の設立により、医療の質の向上と安全に寄与することを目指す。具体的には、施設において医療技術研修及び研究開発を模擬、豚及びシミュレーター等に加えて死体を使用することで効果的に行う。先端医療技術・機器には患者への侵襲の低減、医療の効率化等が期待される。例えば整形外科領域のMIS人工関節手術では入院期間の短縮(概ね14日以内)が可能であり、医療費抑制に貢献し得る。医療技術の向上と安全な普及のために医療従事者及び研究者に死体の使用を含めた総合的な医療技術研修・研究開発の機会を提供する施設を設立し運用する。(別紙1参照)	社会環境等の変化により先端医療技術・機器への期待と要求が高まっているが、その恩恵と供に新たなハザードの発生によりリスクが大きくなるという反面を併せ持っている。リスク低減策として、医療技術・機器の研究と併に医療従事者が効果的な研修を受けられる総合的な枠組の構築が必要である。それにより、従来のOJTだけに頼ることなく、医療技術の向上と安全な普及が期待できる。しかし、現行法では死体解剖は病理解剖、系統解剖(正常解剖)等に照準され、医療技術研修や医療技術・機器の研究開発については明文化されていないため、事実上行うことができない。また、現行法の目的は死体解剖の適正を期することによって医学の教育又は研究に資することである。そこで、本特別措置により、死体の使用を含めた総合的な医療技術研修・研究の機会を確保し、医療技術研修施設を設立すれば医療の質の向上と安全に寄与することができる。(別紙2参照)	C			死体解剖保存法は、刑法の死体損壊に関する規定を前提としつつも、刑法の特別規定として、正常解剖及び病理解剖に限って、特に死体の解部等を行うことを認めているものであり、その運用に当たっては、厳正を期す必要がある。元来、御遺体に対しては尊厳を持って当たるべきであり、また、御提案の事例において、あえて御遺体を研修・開発に用いることの必要性は乏しいと考えられ、正常解剖・病理解剖のいずれにも該当しない御提案を認めることは困難である。		死体解剖保存法は医学教育又は研究のための死体解剖等を認めているものであり、正常解剖及び病理解剖に限るといふ条文は正当なものでない。国会会議録によると医学には技術が含まれるので、医療技術研修及び研究のための死体解剖は違法でないと思われるが如何か。ただし、運用にあたっては厳正を期す必要がある。元来、御遺体に対しては尊厳を求められている。死体を使用した様々な医学研究は国内外で多数発表されている。医療技術研修のための死体解剖は国内に既に行われている。それらは医学の発展に大きく貢献し、その必要性を十分に示している。必要性に乏しいとするならば理由と根拠を示されたい。(補足資料参照)		死体解剖保存法という解剖とは、正常解剖又は病理解剖を指すものと解しているところであり、御提案のような「解剖」は、死体解剖保存法の範囲に含まれるものではない。いずれにせよ、前回回答でも申し上げたとおり、元来、御遺体に対しては尊厳を持って当たるべきであり、また、御提案の事例において、あえて御遺体を研修・開発に用いることの必要性は乏しいと考えられ、死体解剖保存法の観点から、正常解剖・病理解剖のいずれにも該当しない御提案を認めることは困難である。	再検討要請にもあるとおり、医療技術の変化に伴い求められる研修も変わることが考えられる。これも踏まえ一定の要件のもと本提案が実現できないか検討されたい。先の回答では、正常解剖及び病理解剖に限って死体解剖を認めるという明確な根拠など、提案主体の意見に対し誠実に答えているので、誠実に回答されたい。また、右の意見がなされると思われるが如何か。前回の意見も踏まえて検討し回答されたい。(補足資料参照)	1078010	任意団体 MERI Japan	厚生労働省	
0900070	医学部入学生定員要件の緩和	医学部入学生定員要件の緩和	医学部入学生定員要件の緩和	医学部入学生定員要件の緩和	医学部入学生定員要件の緩和	医学部入学生定員要件の緩和	C		本年8月に取りまとめた新医師確保総合対策の中で、地域間の偏在により一部の地域における医師の不足が深刻な現状にかんがみ、医師の不足が特に深刻と認められる県において、当該県内への医師の定着を目的として、一定期間、将来の医師の養成を前倒しすることの趣旨の下、一定の条件を課した上で、現行の当該県内における医師の養成数に上乗せする暫定的な調整の計画を容認したところである。なお、平成9年の閣議決定(財政構造改革の推進について)において、「大学医学部の整理・合理化を視野に入れた引き続き、医学部定員の削減に取り組み、とされているところであり、また、兵庫県のように、人口10万対医師数としては概ね全国平均と同程度であっても、県内において医師の偏在がみられるような場合には、今回の医療制度改革においては盛り込んだ医療対策協議会の積極的活用や、地域枠の設定・拡大、奨学金の活用等を組み合わせていくことにより、県内における医師の偏在の解消等に努めていただきたい。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	本年8月に取りまとめた新医師確保総合対策の中で、地域間の偏在により一部の地域における医師の不足が深刻な現状にかんがみ、医師の不足が特に深刻と認められる県において、当該県内への医師の定着を目的として、一定期間、将来の医師の養成を前倒しすることの趣旨の下、一定の条件を課した上で、現行の当該県内における医師の養成数に上乗せする暫定的な調整の計画を容認したところである。なお、平成9年の閣議決定(財政構造改革の推進について)において、「大学医学部の整理・合理化を視野に入れた引き続き、医学部定員の削減に取り組み、とされているところであり、また、兵庫県のように、人口10万対医師数としては概ね全国平均と同程度であっても、県内において医師の偏在がみられるような場合には、今回の医療制度改革においては盛り込んだ医療対策協議会の積極的活用や、地域枠の設定・拡大、奨学金の活用等を組み合わせていくことにより、県内における医師の偏在の解消等に努めていただきたい。	前回の回答でも申し上げたとおり、平成9年の閣議決定(財政構造改革の推進について)において、「大学医学部の整理・合理化を視野に入れた引き続き、医学部定員の削減に取り組み、とされているところであり、また、兵庫県のように、人口10万対医師数としては概ね全国平均と同程度であっても、県内において医師の偏在がみられるような場合には、今回の医療制度改革においては盛り込んだ医療対策協議会の積極的活用や、地域枠の設定・拡大、奨学金の活用等と組み合わせることにより、県内における医師の偏在の解消等に努めていただきたい。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	1080010	兵庫県	文部科学省 厚生労働省			
0900080	健康保険法(大正11年法律第70号)	健康保険法(大正11年法律第70号)	健康保険法(大正11年法律第70号)	健康保険法(大正11年法律第70号)	健康保険法(大正11年法律第70号)	健康保険法(大正11年法律第70号)	C		本年8月に取りまとめた新医師確保総合対策の中で、地域間の偏在により一部の地域における医師の不足が深刻な現状にかんがみ、医師の不足が特に深刻と認められる県において、当該県内への医師の定着を目的として、一定期間、将来の医師の養成を前倒しすることの趣旨の下、一定の条件を課した上で、現行の当該県内における医師の養成数に上乗せする暫定的な調整の計画を容認したところである。なお、平成9年の閣議決定(財政構造改革の推進について)において、「大学医学部の整理・合理化を視野に入れた引き続き、医学部定員の削減に取り組み、とされているところであり、また、兵庫県のように、人口10万対医師数としては概ね全国平均と同程度であっても、県内において医師の偏在がみられるような場合には、今回の医療制度改革においては盛り込んだ医療対策協議会の積極的活用や、地域枠の設定・拡大、奨学金の活用等と組み合わせることにより、県内における医師の偏在の解消等に努めていただきたい。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	本年8月に取りまとめた新医師確保総合対策の中で、地域間の偏在により一部の地域における医師の不足が深刻な現状にかんがみ、医師の不足が特に深刻と認められる県において、当該県内への医師の定着を目的として、一定期間、将来の医師の養成を前倒しすることの趣旨の下、一定の条件を課した上で、現行の当該県内における医師の養成数に上乗せする暫定的な調整の計画を容認したところである。なお、平成9年の閣議決定(財政構造改革の推進について)において、「大学医学部の整理・合理化を視野に入れた引き続き、医学部定員の削減に取り組み、とされているところであり、また、兵庫県のように、人口10万対医師数としては概ね全国平均と同程度であっても、県内において医師の偏在がみられるような場合には、今回の医療制度改革においては盛り込んだ医療対策協議会の積極的活用や、地域枠の設定・拡大、奨学金の活用等と組み合わせることにより、県内における医師の偏在の解消等に努めていただきたい。	前回の回答でも申し上げたとおり、平成9年の閣議決定(財政構造改革の推進について)において、「大学医学部の整理・合理化を視野に入れた引き続き、医学部定員の削減に取り組み、とされているところであり、また、兵庫県のように、人口10万対医師数としては概ね全国平均と同程度であっても、県内において医師の偏在がみられるような場合には、今回の医療制度改革においては盛り込んだ医療対策協議会の積極的活用や、地域枠の設定・拡大、奨学金の活用等と組み合わせることにより、県内における医師の偏在の解消等に努めていただきたい。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	1080020	兵庫県	文部科学省 厚生労働省			
0900090	先端医療を行うための条件の緩和(先端医療の条件の見直し、診療個の条件の緩和、大病院のみが先端医療を担えるとは限らない)	健康保険法(大正11年法律第70号)	健康保険法(大正11年法律第70号)	健康保険法(大正11年法律第70号)	健康保険法(大正11年法律第70号)	健康保険法(大正11年法律第70号)	D		御要望の「先端医療」が具体的にどのような医療技術を指すのか詳細は明らかではないが、評価療費の一つである先進医療として認められれば、保険診療との併用を認めているところである。先端医療については、安全性等を確保するための施設基準は、必ずしも実施医療機関を病院に限って定めるものではない。また、診療所であっても、先進医療(この参加も基準がはつきりせず公開もされていない。)では使用が不可能となる。是非、がん化学療法に精通した医師のもとでの混合診療を認めてもらいたい。特に当該診療機関の混合診療特区を承認していただきたい。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	ここでいう先端医療とは、新しい抗がん剤及び分子標的薬を使用するための医療である。これらの使用にあたって安全性を確保するためには、施設基準ではなく、使用する薬剤の合理性を確認すること、使用できる医師の責任と資格(がん治療専門医に限定する)をより厳格に定めること、併せては、安全性を確保するための施設基準を設けているが、それらの施設基準は、必ずしも実施医療機関を病院に限って定めるものではない。また、診療所であっても、先進医療(この参加も基準がはつきりせず公開もされていない。)では使用が不可能となる。是非、がん化学療法に精通した医師のもとでの混合診療を認めてもらいたい。特に当該診療機関の混合診療特区を承認していただきたい。	先進医療については、安全性等を確保するために、各技術ごとにその実施要件として、当該技術を実施する医師の基準及び実施医療機関の基準を設けているところであり、先進医療専門家会議において、御要望の医療技術が先端医療として認められれば、当該技術と保険診療とを併用することは可能である。	1080030	医療法人 医団宝積会	厚生労働省				
0900100	医師免許証の仮免許の導入	医師法第6条、第17条	医師免許は、医師国家試験に合格した者の申請により、医師に登録することによって行われ、医師でなければ、医業をなすはならない。	臨床実習を開始する医学生で一定要件をクリアした者に対して医師免許の仮免許を交付し、より充実した診療参加型実習を可能とする。	臨床実習を開始する医学生で一定要件をクリアした者に対して医師免許の仮免許を交付し、より充実した診療参加型実習を可能とする。	臨床実習を開始する医学生で一定要件をクリアした者に対して医師免許の仮免許を交付し、より充実した診療参加型実習を可能とする。	C		現在でも、診療参加型実習は、学生の能力評価を踏まえて、適宜実施されていると承知しているが、診療参加型実習は、研修医同様の手法や診察ができれば充実できないというものである。なお、医師として必要な専門的知識や技術、医師に求められる人格の涵養等が不十分であることであるため、臨床実習に入る医学生に医師免許証(仮免許)を交付し、実習中に限り指導医の下であれば手法や診察等を行うことができるようにするもの。						1080040	特定非営利活動法人 医学教育振興センター	厚生労働省		
0900110	外国人に対する医療環境の整備促進	医師法第2条、第17条	医師でなければ、医業をなすはならない。	わが国において起業する外国人の生活環境、とりわけ医療環境を整備促進するために、外国の医師資格を持つ医師を1病院1名に限り、かつ当該言語を話せる患者に限り診療に当たらせる。外国の看護師資格を持つ看護師を1病院1名に限り採用し、看護業務に従事させる。	現在、外国人起業家の滞留期間の延長が検討されているが、医療、教育、住宅などの生活環境全般、とりわけ医療環境の条件を整備拡充し、当該地区における外国人による起業活動を促進活性化させる。	今後、わが国における外国人による起業は増加してゆくものと予想される。また、少子高齢社会化が急速に進んでいる中である。起業主体としての外国人に期待すること大である。そうした時代の趨勢と必要性を勘案、医療環境等の整備促進により外国人による起業を促進活性化させてゆきたい。これにより地域経済の活性化と雇用の維持拡大が期待できる。	C		医学に関する専門的知識・技術が不十分な者が日本国内において医業を行うことによる事故の防止や伝染病等の蔓延を未然に防止するなど、国内の医療安全や公衆衛生の確保を図る観点から、仮に診療対象が在日外国人である場合であっても、日本の医師免許、看護師免許を取得することが必要不可欠であり、これを緩和することは考えていない。なお、英語による特例的な医師国家試験に合格した外国人医師が、診療対象や診療場所を限定する等の一定の条件の下で診療を行うことは、現在でも可能である。					1090010	社団法人日本ニュービジュネス協議会連合会	厚生労働省			

09 厚生労働省 (特区第10次 再々検討要請)

下 付 理 由	具体的事業を実現するために必要な措置 (事項名)	該当法令等	制度の現状	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁				
0 9 0 1 1 0	医療現場でのアロマテラピーの導入。	健康保険法(大正11年法律第70号)	保険診療と保険外診療を併用することは原則として禁止している。	医療現場でもアロマテラピーが導入でき、患者から実費徴収できるようにする。	病院のなかでも、物質的なものだけでなく、こころの豊かさを導入する。自然の香りやアロマトリートメントの導入で、「薬」だけでは足りない、快適性、心地よさを提供する。昨年8月に緩和された「ゲーム機」/パソコンの貸出し、CD・DVDの貸出しと同様、院内生活での快適性、楽しさを提供する。アロマの導入で、香りの供給事業、香りの品質チェック事業、またそれを院内で実現する人材が必要とされ、人材の育成、認定事業も広がる。病院の生活で、快適性も実現する。心地よさは、ストレスを軽減し、患者の健康にも貢献し、医療費の削減もたらすことが考えられる。	同左により、人びと(患者)の価値観の変化・多様化に即応した、新しい時代の病院経営が可能となる。	D				「各府省庁からの提案に対する回答」の内容と「措置の分類」に齟齬があるので整理された。また、提案主体は医療や保険の対象とするのではなく、実費を徴収すると主張していると考えられ、その点を踏まえて回答された。		D	御要望の「アロマテラピー」がどのような診療を指しているのか具体的に明らかではないが、我が国の医療保険制度においては、「必要かつ適切な医療は、基本的に保険診療により確保すること」としてあり、保険診療と保険外診療を併用することは原則として禁止しており、御要望を実現することは困難である。		アロマテラピーを「診療」とされていますが、平成17年9月1日保医発第0901002号のなかの「療養の給付と直接関係のないサービス等」として、CDで音楽を聴く、DVDで映画を観るなどが掲げられていますが、それと同じように、潤いや楽しみや保険の対象とするのみとして提供され、患者側からその費用を徴収できるよう検討します。なお、「措置の分類」の「D」と、「回答」の内容が矛盾しているのではないですか。		御要望の「アロマテラピー」がどのような行為を指すのかが明らかではないが、患者の趣向を満たす香りの提供を、対価の発生するものとして医療機関が行うことにつき、それが一連の診療行為の過程で行われるものでないかどうか、一概に判断することができないため、療養の給付と直接関係のないサービスであるか否かについては、慎重な検討が必要であると考えている。		費用回答は「D(現行規定により対応可能)」とされています。慎重な検討が必要である。右の提案主体からの再意見にあるような内容は現行規定下において問題はないのか、問題がある場合には具体的な点か、明確に回答されたい。	1 1 0 9 1 9 0	株式会社 健康自然医学舎、社団法人 日本ニュービジネス協議会連合会	厚生労働省
0 9 0 1 2 0	海外支援物資の迅速な受け入れ体制の構築 (国際防災協力特区)	食品衛生法、厚生労働省国民保護計画	販売の用に供し、又は営業上使用する食品等を輸入する場合、その都度厚生労働大臣に届け出なければならぬ(食品衛生法第27条)。	台湾・花蓮市等との取り決めにより輸送されることがある海外支援物資を受け入れるため、税関、検疫及び入国管理といった関係各機関との事前協議に基づき、円滑に受け入れられるようにする。	与那国町と台湾・花蓮市防災当局等の間で防災及び災害支援の協力に関する取り決めを締結し、迅速かつ的確な災害支援体制を整備することが重要である。しかし、海外から支援物資(緊急支援物資、備蓄物資等)の受け入れには、様々な手続きが必要であり、政府機関の人員が常駐していないことから、関係機関と事前協議により対処できるようにする。また、地域防災計画に基づき、平時から防災研修、受け入れ訓練を行う。	インド洋大津波は、大規模災害には国境は無く、災害対策には近隣地域の協力が必要不可欠であるという教訓を改めてもたらした。与那国町は、日本の最西端に位置し、那覇から509km離れているが、台湾とは111kmの距離にある。このため、近隣の地域とも十分な協力体制を構築しておくことは、有意義・効果的であり、平時時の防災体制の強化と災害時の迅速な対応等が可能となり得る。与那国島に国際防災協力特区を設置し、姉妹都市である台湾・花蓮市等との国際的協力を行うことにより、住民の生命・財産の安全確保等に大きく寄与することが期待できる。	D			海外から提供される緊急支援物資のうち食品等の受け入れについては、被害の発生状況、輸入される食品等の特性等を考慮した上で、輸入通関時の食品等輸入届出手続の簡素化について関係機関と調整を図ることとしており、具体的には、平成7年(1995年)兵庫県南部地震、平成16年(2004年)新潟県中越地震の際に災害対策本部等において救援物資に該当する貨物であることが確認された食品等については手続の簡素化を実施したところ。		D	別様あり、意見書の全文は補足資料をお読み願います。以下質問等概略。海外支援物資の迅速な受け入れに、地方公共団体の長が防災支援受け入れに係る判断を行うこと等について、海外支援物資の迅速な受け入れに係る事項。食品等緊急支援物資受け入れにあたっての輸入通関手続、救援物資該当貨物についての手続簡素化等の措置に関して。国境・孤立型離島等の特殊な環境。緊急災害時における国際防災協力の必要性等をふまえた、協定等を結んだ国外地方公共団体からの支援受け入れに必要な措置について、(町と関係省庁との事前調整、国際防災協力特区としての検討要請等)「国境地域」に対する認識、取り組みについて。		災害発生時には、兵庫県南部地震及び新潟県中越地震の際と同様に適切な措置を講ずることとしている。なお、「国境地域」であるか否かにかかわらず、食品衛生法に基づき(規制を遵守する必要があると考える。		本提案では、災害相互支援協定等を結んだ国外地方公共団体等からの円滑・迅速な支援物資の受け入れに向けて、国際防災協力特区として、これに必要な諸手続きにつき、税関、検疫、入国協議等を所掌する関係機関との事前協議により円滑に対処したい旨申し述べたが、これについて、手続簡素化を含め、「災害発生時には、兵庫県南部地震及び新潟県中越地震の際と同様に適切な措置を講ずる」として「現行規定により対応可能」との回答を得たことは有意義と認識する。よって、今後は貴省を含む関係府省と具体的協議を図り、その成果を国際防災協力のモデルとして結実させたいと考えている。	1 1 3 0 2 0	与那国町	法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 内閣府			
0 9 0 1 3 0	理容・美容車の構造基準について	理容師法第11条の2、第12条、理容師法施行規則第25条、第26条、美容師法第11条、第13条、美容師法第25条、第26条	理美容所の開設者は、その構造設備について都道府県知事等の検査を受け、その構造設備が理美容所に必要な措置を講ずるに資する旨の確認を受けた後でなければ、これを使用してはならない。	理容車・美容車について、最小限必要な設備を満たしている場合には、小型車両でも認めるものとする。	現行の設置基準では、理容所・美容所の構造基準をもとに定められているため、理容車・美容車による開設をしようとする際、大型のバス型を用いた規格のため住宅福祉サービスには利用しづらい点がある。	在宅における生活支援サービス(理美容)において衛生面の向上に繋がる在宅用理容車・美容車は、超高齢化社会を支える上で有益である。	D				厚生労働省の回答では、移動型の理容車・美容車について面積要件等について規制されていないと解答を頂きましたが、陸運支庁における「法令等で特定される車を運行するための自動車」では、通常の理容車・美容車の届け出における要件を基準に車検証が発行されており、理容車・美容車の設置基準を下回る小型車両では、理容車・美容車として認められない状況である。		D	先に回答したとおり、移動理容所・美容所を含む理容所・美容所の面積要件等については、都道府県等が条例により定めているものであり、国においては規制していない。また、提案の趣旨が特殊用途自動車の構造要件の規制緩和なのであれば、当省として回答する立場にない。	1 0 0 2 0 1 0	NPO法人日本理美容福祉協会 札幌センター	厚生労働省						
0 9 0 1 4 0	在宅訪問の高齢者・障害者理美容サービス			行政サービスとして、実施されている出張理美容サービスの委託先の緩和を求めると共に事業者登録認定基準を定めていただきたい。	高齢者・障害者理美容サービスの業務委託をNPOなどの団体が受託できることで、増加傾向がある在宅療養する方々にも適切な生活支援サービスが安心して利用できるよう推進し普及させることで、介護保険による介護サービスを利用されている方々の利便性の向上を図る。	札幌市の場合における高齢者理美容サービスは基準等の整備がされておらず、理容協同組合・美容協同組合のみの委託事業であり、個々の事業者は参加認められない制度である。これでは、競争原理による質の向上、利用者の利便性の向上も図れず、介助を伴う理容などの高齢者・障害者を専門に施術できる人材が活躍しづらい状況である。	E					E	地方自治体が行う訪問理美容サービスの委託先については、国として規制していない。			1 0 0 2 0 2 0	NPO法人日本理美容福祉協会 札幌センター	厚生労働省					
0 9 0 1 5 0	理容師・美容師混在運営の認可	理容師法第1条の2、第6条、第6条の2、第11条、美容師法第2条、第6条、第7条、第11条	理容の業は、理容師でなければ行い得ず、理容師は、理容所以外において業を行ない得ない。美容師は、美容師でなければ行い得ず、美容師は、美容所以外において業を行ない得ない。	理容師は理容所として届出されている店舗で、美容師は美容所で届出されている店舗でのみ従事可能となっているが、広義の意味での「ヘアカット(髪を切ること)」に特化した専門店においては、届出に紐付けされることなく従事することを可能とする。	ヘアカット専門店で理美容師混在従事が可能となることにより、雇用機会損失の防止、雇用機会の向上、顧客満足度の向上を目指す。具体的には、現在の理容所届けの店舗に美容師を、美容所届けの店舗に理容師を配置し、「ヘアカット専門店」を髪を切る店、との認識し、ヘアカット専門店のヘアカットに関するすべてのニーズにお応えできる体制を整えることができる。また、特定の店舗で働きたい理美容師が資格基準不一致のために退職せざるを得なくなった、求人応募時点で不採用となったケースをなくすることで、求人、研修、通勤交通費、引越しのコスト削減にもつながる。	提案理由：1. 要請施設において、理容師は短髪刈込、美容師は長髪カット技術を中心に教育を行われており、その両分野の技術を提供できる店舗環境を整え顧客満足向上に繋げたい。2. 基本的に理容師法、美容師法における衛生基準は同様のものであるため、少なくとも有資格者である美容師が運営を行う以上、安全性に問題はない。3. 技術不足による顧客にたいして免許が与えられている。このように理容師、美容師の制度は全く異なるものであり、その相互受け入れを認めることは、制度の根幹を揺るがしかねず、実現は困難である。	C				右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。		C	私共の運営しているカット専門店では、理容所あるいは美容所として届出している店舗があり、その双方において、全く同一の機器・消毒器具等を用いており、また、届出内容を問わず消費者より同一サービスであると認識されている。しかしながら、それぞれ届出店舗で働いていた従業員が同一店舗内で従事することは困難であるならば、カット専門店として双方の届出が存在すること自体大きな矛盾を抱えることになる。私共はこれまで双方共通教育課程に盛り込まれているカット技術のみを提供するものであり、各々の養成課程には存在しないような特殊技術(顔剃り等)を提供することは断じてない。従って、制度の根幹を揺るがすことにはなりません。		右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	1 0 8 6 0 1 0	キュービー ネット株式会社	厚生労働省				
0 9 0 1 5 0	理容師・美容師混在運営の認可	理容師法第1条の2、第6条、第6条の2、第11条、美容師法第2条、第6条、第7条、第11条	理容の業は、理容師でなければ行い得ず、理容師は、理容所以外において業を行ない得ない。美容師は、美容師でなければ行い得ず、美容師は、美容所以外において業を行ない得ない。	理容師・美容師が同じ店でサービスを施すことを認可してほしい。	例えば、美容店に理容師が勤務し、現在美容店では許可されていない「顔剃り」サービスを、顧客に提供できるようにする。	美容店で、顔剃りが可能になる(顔の産毛処理は女性からのニーズも高い)。理容技術と美容技術の融合で、新しいメニュー提案やヘアスタイルの発信ができる。若者の理容離れのため、廃業に追い込まれる理容師が、それまでの経験を生かした再就職の場を得ることができ(雇用の流動化が促進される、雇用のミスマッチ回避にもつながる)。	C					C	理容師、美容師は、異なる教料課程を有する理容師養成施設、美容師養成施設において、それぞれ理容、美容を業として行う際に必要な法令の内容、理容、美容においてそれぞれ使用する器具の取扱方法、それぞれの専門技術等を習得し、養成施設を卒業後、それぞれ異なる試験内容の理容師試験、美容師試験に合格した者に免許が与えられている。このように理容師、美容師の制度は全く異なるものであり、その相互受け入れを認めることは、制度の根幹を揺るがしかねず、実現は困難である。			2 0 0 5 0 1 1 0	NSBコンサルティング株式会社、社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	厚生労働省					

09 厚生労働省(特区第10次 再々検討要請)

下 記 の 順 に 掲 載	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類、措置の見直し	措置の内容、措置の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
0 9 2 1 0	観光客等に対するオウレン販売(「観光オウレン畑」開設)の容認	薬事法第12条、第13条、第14条等	医薬品を製造販売するには、品目毎に承認を受けると、医薬品製造販売業及び製造業の許可が必要である。	特産物であるオウレンを地域の観光資源と捉え、キャンプや観光で大野市を訪れる訪問客が、有償で自家消費のために摘み取り、持ち帰ることができる「観光オウレン畑(仮称)」の開設を容認する。	オウレンは、生薬(胃腸薬)として国内の消費者には根強い人気がある。そこで、栽培林家(3組合、約60数軒)の管理の下、キャンプや観光のために本県大野市を訪れる訪問客自らが、自家消費するためにオウレン畑に入り、オウレンを摘み取ってもらうための「観光オウレン畑(仮称)」を開設する。これにより、植付けを行っても収穫しないまま放置していた生産林家の所得が回復することにも、平均寿命が男女とも全国第2位である健康長寿県という本県の特長を活かした都市と農村との交流を促進することで地域の活性化を実現する。	福井県大野市は、平成14年頃までオウレンの生産量(=製薬会社との取引量)が国内生産量の約6割を占める日本一の生産地であったが、中国産オウレンが安価なことから製薬会社からの需要がなくなり、現在、栽培組合であるオウレンの製造や販売には、製薬会社との取引がほぼ途絶している状態にある。また、生産者自らが販売するための方策を検討してきたが、医薬品であるオウレンの製造や販売には、薬事法に基づき製造販売業の許可等取得する必要がある。許可等の基準が非常に厳しく、生産林家が許可等取得することは事実上困難である。そこで、これまで栽培してきたオウレンを、地域の観光資源として活用できるようにすることで、生産林家の所得向上と都市と農村との交流促進による地域の活性化を図りたい。	C		オウレンについては、根茎及びひげ根の部分が専ら医薬品として使用される成分本質(原材料)とされていることから、抜き取ったオウレンについて、根茎及びひげ根の部分を切除せずに観光客に持ち帰らせる行為は、医薬品の販売行為に該当し、本提案については認められない。 なお、鑑賞等の目的でオウレンを観光客に持ち帰らせる場合、当該オウレンは薬事法上の医薬品には該当しないため、薬事法の規制対象外である。								1 0 7 3 0 1 0	福井県	厚生労働省
0 9 2 2 0	難病と闘う特区	薬事法68条	人の疾病の診断、治療又は予防に使用されることが目的とされている物については、薬事法上の医薬品に該当し、その製造販売を行う際には製造販売承認が必要とされている。また、承認前の医薬品の広告については、承認内容のいかんにより虚偽又は誇大な広告になるおそれが多分にあることから、これを未然に防止するため、薬事法第68条において禁止している。	薬事法に依り薬でない物は、効能を提示できない。 今医学現場は混乱し、国民の不信を買っている。薬に頼り過ぎるから治らないので薬以外の物を考案致しました。人は酸素を100吸って炭酸ガスを100出している。若い時は良いが年を取れば100吸っても80-90しか出さなくなる。また、承認前の医薬品の広告については、承認内容のいかんにより虚偽又は誇大な広告になるおそれが多分にあることから、これを未然に防止するため、薬事法第68条において禁止している。	大豆、小豆等、有機物に酵母菌等を混ぜて発酵し、時間が経過するとアルコール飲料と成ります。 体に良いという酔と百薬の長とされる酒が混合したアルコール飲料を造り、熱処理消毒を施さないで生きた微生物が体内に吸収され血液と混り炭酸ガスで汚れた血液の炭酸ガスを(植物が炭酸ガスを酸素に替える如く)酸素に替えて、浄化してくれます。 アルコールが血液中の病原菌を消毒して難病と闘います。	リュウマチ、パーキンソン病、認知症、B型肝炎、C型肝炎、目の病気(緑内障、白内障)、血小板不足、糖尿病、その他の難病。直す薬はない状態です。この対策には世界の大企業が研究をしているが今完成できていない。 血液が汚れて(動脈の血液が静脈の血液と同じように炭酸ガスが多く混入している)るので浄化する。ことに難病は改善することができます。	C		未承認の医薬品は、公に効能・効果等が認められていない。未承認の医薬品を広告すると、適切な医療を受ける機会を喪失させる結果につながりかねないため、未承認の医薬品を広告することは禁止されている。 なお、医薬品として承認を受けるためには、科学的かつ客観的に収集された臨床試験成績等の有効性・安全性に係るデータを揃え、医薬品としての製造販売承認申請を行う必要があり、承認を受けた際には、虚偽又は誇大な広告に当たらない範囲内で広告を行うことが可能となる。	右の提案主体からの意見に基づき、再度検討し回答されたい。	C		薬事法第2条第1項に規定されているとあり、「人又は動物の疾病の診断、治療又は予防に使用されることが目的とされている物」は医薬品に該当する。前項も回答していることあり、未承認の医薬品は、公に効能・効果等が認められていない。未承認の医薬品を広告すると、適切な医療を受ける機会を喪失させる結果につながりかねないため、未承認の医薬品を広告することは禁止されている。 なお、医薬品として承認を受けるためには、科学的かつ客観的に収集された臨床試験成績等の有効性・安全性に係るデータを揃え、医薬品としての製造販売承認申請を行う必要があり、承認を受けた際には、虚偽又は誇大な広告に当たらない範囲内で広告を行うことが可能となる。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。			1 1 1 9 0 1 0	個人	厚生労働省
0 9 2 3 0	医療機関等から県への指定医療機関等の申請・届出等のワンストップオンライン化に伴う法令に規定される申請・届出様式の簡素化	生活保護法第10条第1項の規定に基づく指定の申請、同施行規則第10条第2項第1項の規定に基づく指定の申請、同施行規則第14条第2項及び第14条第3項の規定に基づく変更等の届出、同施行規則第15条の規定に基づく指定の辞退	生活保護法第49条において指定医療機関の申請、届出をワンストップでオンライン化する。その申請・届出の様式について生活保護法施行規則に定める申請・届出様式の簡素化を可能とする。	医療機関等から県への指定医療機関等の申請・届出をワンストップでオンライン化する。その申請・届出の様式について生活保護法施行規則に定める申請・届出様式の簡素化を可能とする。	生活保護法施行規則第10条第1項の規定に基づく指定の申請、同施行規則第10条第2項第1項の規定に基づく指定の申請、同施行規則第14条第2項及び第14条第3項の規定に基づく変更等の届出、同施行規則第15条の規定に基づく指定の辞退	生活保護法による指定医療機関等の申請・届出等の様式が生活保護法施行規則に規定され、オンライン化による業務の見直し(押印の廃止、申請・届出内容の簡素化)の障害となっているため、	B-1		厚生労働省より「生活保護法施行規則に規定される指定医療機関等の申請・届出様式については、自治体等の意見を伺いつつ簡素化に向けた検討を行い、平成18年度末を目途に改正を行う。」との前向きな回答を得たが、本県が求める簡素化事項及び押印廃止は全て実現できるものとして理解してよいから、他の自治体の意見などから、当該申請・届出様式の簡素化や押印廃止が一部に止まった場合は、本県が構造改革特区の申請でこれを果たすることは可能か。	右の提案主体からの意見に基づき、再度検討し回答されたい。	B-1					1 0 0 0 1 0	和歌山県	厚生労働省	
0 9 2 4 0	非常勤嘱託員に特別社会福祉主事資格を付与する	社会福祉法第19条	社会福祉法第15条第6項において、福祉事務所の実業を行う所員は社会福祉主事である必要はないとされ、同法第19条第1項において、社会福祉主事は専任職員及び技術職員とする、としている。	地方公務員法第3条第3項第3号に基づく非常勤嘱託員に特別社会福祉主事資格を付与することで、国民生活のセーフティネットである生活保護、納税者からの理解を得られる。真に生活困窮者の自立を助長する制度とした。	地方公務員法第3条第3項第3号に基づく非常勤嘱託員に特別社会福祉主事資格を付与することで、国民生活のセーフティネットである生活保護、納税者からの理解を得られる。真に生活困窮者の自立を助長する制度とした。	生活保護受給者が増加する中、悪質な受給者による不正受給も少なからず発生しているが、このことは決して納税者の理解を得られるものではなく、国民生活のセーフティネットの根幹に関わるものであり、早急な対策が不可欠である。しかし、真に保護を必要とする市民の生活保護申請権を侵害し兼ねない窓口対応は許されず、また、保護開始後の発生や収入の有無などを詳細に把握するためには、申請者や受給者の資産・環境を詳細に調査し、その後の法的な手続に関する専門知識を有した人材の活用が不可欠である。だが、正規職員の増員は、今日の効率的な行政運営に逆行する。そこで、これらの人材を非常勤嘱託員として採用し、生活保護の実業活動を行うことを可能とするため、社会福祉法第19条の特例を設け、地方公務員法第3条第3項第3号に基づく非常勤嘱託員に特別社会福祉主事資格を付与したい。	D		現行法上、非常勤嘱託員であっても、大学等において厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者等であれば社会福祉主事の資格を与え、この者を非常勤嘱託員の身分のまま、生活保護の実業業務の一部に従事させることは可能である。	右の提案主体からの意見に基づき、再度検討し回答されたい。	D		非常勤の者に社会福祉主事の資格を与え、その身分のまま御指摘の業務に従事させることは可能である。また、の立入検査の公権的行為であるものについては職員が直接行う必要があるが、民間の受託業者についても、御指摘の業務を含む保護の決定・実施に関連する事務を行わせることは可能である。				1 0 8 2 0 4 0	草加市	厚生労働省
0 9 2 5 1	民生委員・児童委員の補助員制度等の創設	民生委員法第5条、第10条、第14条	民生委員法第10条において、民生委員には、給与を支給しないもの、としている。	補助員は市町村長が委嘱でき(民生委員法第5条)、無給を報酬支給し(同法第10条)、補助員の職務内容を新たに追加する。(同法第14条)	民生委員・児童委員の職務を補佐する補助員を市町村長が委嘱し、将来の民生委員・児童委員の担い手としての人材育成を図る。また民生委員・児童委員とその補助員に対し、適正な報酬を支払う。	民生委員・児童委員は無給である。その職務は幼児から高齢者まで範囲も広く、民生委員自身の生活にも影響を与えており、単に名譽職ではないとしながらも、無報酬としていくには無理がある。報酬制度と補助員の創設による環境整備によって、民生委員・児童委員の職務の重要性を適正に評価し、活動に配慮するとともに人材確保を図っていききたい。	D		市町村が独自に民生委員・児童委員の職務を補佐する補助員を設置し、報酬を支払うことは、現行でも実施可能である。	右の提案主体からの意見に基づき、再度検討し回答されたい。	E		地方公務員法については、当省の所管ではないため判断できない。	右の提案主体からの意見に基づき、再度検討し回答されたい。		1 1 0 3 0 2 0	逗子市	厚生労働省	
0 9 2 5 2	民生委員・児童委員の補助員制度等の創設	民生委員法第5条、第10条、第14条	民生委員法第10条において、民生委員には、給与を支給しないもの、としている。	補助員は市町村長が委嘱でき(民生委員法第5条)、無給を報酬支給し(同法第10条)、補助員の職務内容を新たに追加する。(同法第14条)	民生委員・児童委員の職務を補佐する補助員を市町村長が委嘱し、将来の民生委員・児童委員の担い手としての人材育成を図る。また民生委員・児童委員とその補助員に対し、適正な報酬を支払う。	民生委員・児童委員は無給である。その職務は幼児から高齢者まで範囲も広く、民生委員自身の生活にも影響を与えており、単に名譽職ではないとしながらも、無報酬としていくには無理がある。報酬制度と補助員の創設による環境整備によって、民生委員・児童委員の職務の重要性を適正に評価し、活動に配慮するとともに人材確保を図っていききたい。	C		なお、民生委員・児童委員は、「社会奉仕の精神」の下に、民間奉仕者としての立場から、地域福祉の推進の担い手として活動しているところであり、報酬の支払いとは異なり、活動のボランティアと異なる職務の重要性や本人や家族にかかるとなる重責を鑑み、活動を行うものとしての活動を支払うことは、法の目的の実現を妨げることは考えにくく、推薦の際の支障となる要因を減らすものである。	民生委員等の人材確保の観点から、報酬を支払うことは考えにくい。通常のボランティアと異なる職務の重要性や本人や家族にかかるとなる重責を鑑み、活動を行うものとしての活動を支払うことは、法の目的の実現を妨げることは考えにくく、推薦の際の支障となる要因を減らすものである。	C		民生委員・児童委員の身分については、特別職の地方公務員と解されているが、その本分は社会全体に対する奉仕の精神をもち、職務に対しても報酬を求めない、いわゆる民間篤志家としての活動を行うものであることから、民生委員には「給与を支給しないもの」としているところである。	右の提案主体からの意見に基づき、再度検討し回答されたい。		1 1 0 3 0 2 0	逗子市	厚生労働省	

09 厚生労働省(特区第10次 再々検討要請)

下	上	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類、見直し	措置の内容、見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
0	9	0	2	6	0													1037020	北九州市	文部科学省 厚生労働省
0	9	0	2	6	0													1037020	北九州市	文部科学省 厚生労働省
0	9	0	2	7	0													1035010	岐阜市	総務省 厚生労働省
0	9	0	2	8	0													1060010	京都府	厚生労働省
0	9	0	2	9	0													1030310	志木市	厚生労働省
0	9	0	3	0														1030310	志木市	厚生労働省

09 厚生労働省(特区第10次 再々検討要請)

下	上	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類、見直し	措置の内容、見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
0	9	福祉事務所が行う無料職業紹介事業の届出等の取り扱い緩和	職業安定法第33条の4	地方公共団体がその区域内の住民の福祉の増進、産業経済の発展等に資する政策に関する業務に附する業務として無料職業紹介を行う場合は、厚生労働大臣への届出により行うことができる。	福祉事務所が生活保護受給者に対し、福祉事務所の業務として無料職業紹介事業を行うことを可能とする。	無料職業紹介事業を行うことを福祉事務所の長に包括的に許可し、福祉事務所が生活保護受給者に対して、生活保護世帯の自立支援(就労支援)の一環として無料職業紹介事業を行う。また、より効果的に無料職業紹介事業を行うため、求職者の紹介を受けた求人者からの採用可否の結果と採用しなかった理由の通知を義務付ける。	地方公共団体の行う無料職業紹介事業について、福祉事務所の長については包括的に許可し、届出等の手続きを終ることなく、生活保護受給者に対して福祉事務所の業務として無料職業紹介事業を行うことを可能とする。これにより「自立支援プログラム」をより効果的に、生活保護受給者の自立を支援する。また、生活保護費支出の削減も期待される。	C		地方公共団体が事業主体となる場合には、事業運営の適格性に問題が少なく、労働者保護に欠けることが少ないと考えられることから、届出による無料職業紹介事業の実施を認めることとしているが、この場合にも、国として、的確に労働市場の状況を把握し、国が行う労働力需給調整政策と整合性を図る必要があることから、必要最小限の監督規定を設けている。このため、的確な事後監督が実施できるよう、事業開始時点において、事業を行う事業所の名称等を記載した届出書の提出が必要であり、これは福祉事務所が行う無料職業紹介についても異なるものではない。したがって、福祉事務所が行う無料職業紹介の届出等手続きを緩和することは不適当である。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。			地方公共団体の福祉サービスの利用者の支援に関する施策、企業の立地の促進を図るための施策、その他当該区域内の住民の福祉の増進、産業経済の発展等に資する施策、に関する業務に附する業務として無料の職業紹介を行う必要があると認めるとは、厚生労働大臣に届け出て、当該無料の職業紹介を行うことができることとしている。しかし、この場合においても、職業紹介事業についての的確な事後監督が実施できるよう、国として届出書の提出は受けが必要であり、提案の「福祉事務所」の業務の一環として職業紹介事業を行い、対象者を生活保護受給者等に限定して実施する場合、であっても、その必要性は異なるものではない。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	1 0 3 9 0 1 0	小田原市	厚生労働省		
0	9	外国人研修・技能実習制度の見直し	技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(平成5年4月5日法務省告示第141号) 技能実習制度推進事業運営基本方針(平成5年4月5日労働大臣公示)	「技能実習制度」は、一定期間の研修を経た上で研修成果等の評価等を行い、一定の水準に達したと認められる場合、その後雇用関係の下でより実践的な技術、技能等を習得することができる制度であり、研修期間と、技能実習期間からなるものである。日本における滞在期間は、研修期間と技能実習期間を合わせて3年以内とされている。	諸外国の青年労働者等を一定期間、日本の産業界に受け入れて、産業上の技術、技能、知識等を修得してもらう仕組みとして、「外国人研修・技能実習制度」がある。播州織業界では産地組合が織布運転の職種の研修生を受け入れているが、その期間が3年間から5年間に延長する。在留資格「研修」(1年)+在留資格「特定活動(技能実習)」(最長2年) 在留資格「研修」(1年)+在留資格「特定活動(技能実習)」(最長4年)	播州織産地は我が国最大の先染め織物産地であるが、従業者の高齢化や後継者不足等から経営者は将来に希望が得られず、経営意欲を失い廃業する企業が後を絶たず、産地活力の低下が著しい。業界では新商品の開発や展示商談会を開催する等各種の対策を講じているが、若く意欲的な外国人研修生の産地企業への積極的な受け入れを促進し、企業の活性化、ひいては産地の活性化を図る。 (現在、協同組合播州織総合準備センターが受入機関となっており、平成16年度から毎年度3名の中国人研修生を受け入れ、同センターが研修・実習を行っている。)	研修生は、現行3年間の滞在期間では播州織の製織準備工程を習得することしかできず、派遣元企業から要請されている織物製造工程を管理することはできない。織物製造のメインである製織技術の習得ができて初めて派遣元企業が期待する人材の育成に繋がるとなる。そのためには、研修期間も含め少なくとも5年間の期間が必要である。 研修生の不法就労等を巡る問題については、適正に受け入れを行い、事後の管理体制を確立し、問題が発生していないところについて、地域を限定して5年間の受け入れを行うことを認めていただきたい。	C		技能実習期間の延長等については、技能実習生が実習終了後に母国へ帰国し、修得した技術等を母国の発展のために役立ててもらうことが当制度の趣旨である。技能実習の期間を延長し、母国に帰国してからの技能移転を遅らせることは適当ではなく、いままに期間を長くすることは、定住化、不法就労の問題、家族の呼び寄せ問題、労働市場への影響などが発生するおそれがあることから適当ではない。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。			技能実習期間の延長等については、技能実習生が織物工程の責任者となることを期待しているが、現行の製織準備工程を習得しただけでは、母国でその成果を効果的に活かすことは難しい。織物製造のメインは製織であり、その技能の習得ができて始めて同工程の研修成果が活かされるためである。 研修生の受入体制、管理体制が整っているところについては、地域限定で5年間の受け入れを認めていただきたい。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	1 0 8 0 1 0	兵庫県	法務省 厚生労働省		
0	9	外国人研修・技能実習制度の見直し	技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(平成5年4月5日法務省告示第141号) 技能実習制度推進事業運営基本方針(平成5年4月5日労働大臣公示)	「技能実習制度」は、一定期間の研修を経た上で研修成果等の評価等を行い、一定の水準に達したと認められる場合、その後雇用関係の下でより実践的な技術、技能等を習得することができる制度であり、研修期間と、技能実習期間からなるものである。日本における滞在期間は、研修期間と技能実習期間を合わせて3年以内とされている。	「研修、期間の短縮と技能実習、期間の延長について」 ・研修期間:技能研修を前提として来日する場合、来日前に一定レベルの技能や日本語能力を身につけていれば、研修期間を短縮しても以後の技能実習への支障はないと思われる。研修期間は6ヵ月でも十分であると考えられる。よって研修期間を短縮し、技能実習期間を長くするなど、制度に柔軟性を持たせるべきである。 ・技能実習期間:派遣期間3年のうち実習期間は2年が限度となっている。仮に上記要望により研修期間が6ヵ月となった場合でも、現行制度では実務研修期間は、3年である。一定レベル以上の技能を身に付け、さらに高度な技能もしくは多能工として必要な関連技能を身に付け、出身国の技術レベル向上に貢献できるようにするためには、継続してしっかりと技能習得が必要であり、少なくとも5年間が必要である。研修・技能実習期間を5年に延長すべきである。	現行の研修・技能実習制度は、下記のような厳格な要件が定められている。 1年間の「研修」と2年間の「技能実習」の最長3年間で構成。「技能実習」の対象職種(限定) 研修期間中の研修時間の制限(時間外対応、交替勤務対応の不可) 1年後の技能検定資格の取得の義務付け	グロ・バル化の進展により、より高度な技術・技能の習得のために、より多くの外国人が我が国での実務研修を行う必要性が出てきている。そのような中、派遣期間、研修期間中の扱いなどに労働時間の制約や資格取得等の厳格な要件などが、制度の適正かつ円滑な推進、一層の充実のための制約となっている。	C		技能実習制度は、開発途上国等への技能移転を促し、開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に協力するための制度である。 本制度は、技能移転を目的とした研修制度の拡充の観点から、一定期間の研修を経た上で研修成果等の評価等を行い、一定の水準に達したと認められる場合、その後雇用関係の下でより実践的な技術、技能等を習得することを認める制度である。 このため、こうした現行制度においては、研修期間が短い場合は、実習を行う前提としての基礎的な技能等の修得が確保されず、実態として、単純労働力の受け入れにつながるおそれがあることから、ご要望のような研修期間の短縮は適当ではない。 技能実習期間の延長等については、技能実習生は実習終了後に母国へ帰国し、修得した技術等を母国の発展のために役立てることが当制度の趣旨であるため、技能実習期間を延長し、母国に帰国してからの技能移転を遅らせることは適当ではなく、いままに期間を長くすることは、定住化、不法就労の問題、家族の呼び寄せ問題、労働市場への影響などが発生するおそれがあることから適当ではない。	C		私達は、複数の組織体からなる企業グループであり、本提案の趣旨は、農産物・食品など受入先は複数の企業が想定されることから、受入先となる法人が異なること、グループ内の業務は相互に関連している部分も多いことから、グループ企業内の職種に関連する職種として認められるが(例えば、夏は農業、冬は漬物・洋菓子製造など)であり、上記2点についてご回答願いたい。 漬物・洋菓子製造は、JITCOの認定職種ではないが、私達の農園で生産した原料を使い製造しており、農業生産から加工・販売まで一貫した研修が行えることを想定している。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	1 0 2 7 0 1 0	社団法人 日本自動車工業会	法務省 厚生労働省			
0	9	北海道の農業分野における外国人研修生及び技能実習生の特別措置	技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(平成5年4月5日法務省告示第141号) 技能実習制度推進事業運営基本方針(平成5年4月5日労働大臣公示)	技能実習制度は、国際貢献の観点から開発途上国等への効果的な技能等の移転を図ることを目的としており、本制度における対象職種については、研修生送出国のニーズがあること、対象技能等の段階的な公的評価制度が整備されている職種であることとしている。	北海道では積雪低温により冬期間は実地での研修及び技能実習ができない事情を考慮し、農業分野の外国人研修生及び技能実習生については、複数職種での研修及び技能実習を認める。	北海道での露地栽培は積雪等により作業ができないことから、冬期間に他職種での研修を行えるようにすることで、地域間の不均衡状態を解消するとともに、農産物に係る生産から加工・流通まで一貫した研修及び技能実習を行う体制を構築する。 代替措置:受け入れた者が失踪などの問題をおこさないよう、対象者は身元が明らかなる者に限り、日本滞在中は当グループで準備する施設へ入居させ、安定した生活を過ごせるようにする。	提案理由: 北海道での露地栽培は積雪等により作業ができないことから、冬期間に他職種での研修を行えるようにすることで、地域間の不均衡状態を解消するとともに、農産物に係る生産から加工・流通まで一貫した研修及び技能実習を行う体制を構築する。 具体的な、冬期間は当グループ内での活動に限り、関連する他職種(食品加工など)での研修及び技能実習の実施を認め、生産から加工まで一貫して学べるようにする。	D		私達は、複数の組織体からなる企業グループであり、本提案の趣旨は、農産物・食品など受入先は複数の企業が想定されることから、受入先となる法人が異なること、グループ内の業務は相互に関連している部分も多いことから、グループ企業内の職種に関連する職種として認められるが(例えば、夏は農業、冬は漬物・洋菓子製造など)であり、上記2点についてご回答願いたい。 漬物・洋菓子製造は、JITCOの認定職種ではないが、私達の農園で生産した原料を使い製造しており、農業生産から加工・販売まで一貫した研修が行えることを想定している。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。			複数職種の作業の研修・技能実習を行うことについては、主たる職種(技能実習移行時に選択する職種)と関連する職種であり、適正な研修及び技能実習計画が策定され、帰国後に同様の業務を行うことが担保されるのであれば、可能である。 なお、職種の関連性については、個別に判断されるものである。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	1 0 2 7 0 1 0	北武グループ	警察庁 法務省 厚生労働省		
0	9	外国人労働者の雇用基準の緩和	出入国管理及び難民認定法 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令	直接生産工程で就労することを目的とする在留資格は現行法上存在していない。	先進生産設備を導入しているジュエリー工場において、IT制御による高度加工工程の前後処理における労働集約作業に従事する労働者については、全体労働者の1割を目処に、外国人の雇用基準を緩和する。	IT系設備を年間一定以上投資(例えば1千万円以上)しているジュエリー企業との組み合わせにより、これまでできなかった高度な商品作りにより、生産専門職の外国人労働者の現在の基準、すなわち「現業の経験10年以上」を緩和する。具体的には年齢、工場への海外移転を回避し、日本人の雇用を継続し、工場での生産に従事し、具体的な経験2年以上とする。	先進設備投資を国内で積極的に実施し、手作業との組み合わせにより、これまでできなかった高度な商品作りにより、生産専門職の外国人労働者の現在の基準、すなわち「現業の経験10年以上」を緩和する。具体的には年齢、工場への海外移転を回避し、日本人の雇用を継続し、工場での生産に従事し、具体的な経験2年以上とする。	C		我が国に受け入れるべき外国人労働者の範囲は、出入国管理及び難民認定法上「我が国の産業及び国民生活に与える影響を勘案して決定するものであり、労働集約作業のような単純作業に従事する者の受け入れはそもそも認められていない。従って、就労目的の外国人は、実務経験の長短によらず、直接生産工程に従事することは認められない。	提案主体は、在留資格「技能」の要件である「現業の経験10年以上」を「2年」に緩和することを求めていると考えられ、その点についてご回答願いたい。	C		我が国に受け入れるべき外国人労働者の範囲は、出入国管理及び難民認定法上「我が国の産業及び国民生活に与える影響を勘案して決定するものであり、労働集約作業のような単純作業に従事する者の受け入れはそもそも認められていない。従って、就労目的の外国人は、実務経験の長短によらず、直接生産工程に従事することは認められない。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	1 0 1 0 9 1 5 0	株式会社 光彩工芸社 社団法人 日本ニュービジネス協議会	警察庁 法務省 厚生労働省		

下	上	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の種類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	'措置'の分類、'措置'の見直し	'措置'の内容、'措置'の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁			
0	9	0	3	8	0													1	0	9	4	山梨県	厚生労働省
0	9	0	3	8	0													1	0	9	4	山梨県	厚生労働省
0	9	0	3	3	0													1	0	3	3	小田原市	厚生労働省
0	9	0	4	0														1	0	5	3	社団法人宮崎県鍼灸マッサージ師会	厚生労働省
0	9	0	4	0														1	0	8	0	稲城市	厚生労働省
0	9	0	4	2														1	0	9	0	社団法人日本ニュービジュネス協議会連合会	厚生労働省
0	9	0	4	0														1	0	6	1	豊中市	総務省 厚生労働省

09 厚生労働省(特区第10次 再々検討要請)

下	上	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	'措置の分類、の見直し	'措置の内容、の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁				
0	9	0	4	0	社会保険料率の低減	健康保険法第159条 厚生年金保険法第6条、第9条、第82条	(健康保険・介護保険) 健康保険法においては、被保険者及びその事業主は、それぞれ保険料を負担し、当該事業主はその使用する被保険者及び自己の負担する保険料を納付する義務を負うと規定している。 (厚生年金保険) 厚生年金保険法に規定する適用事業所に使用される70歳未満の者は厚生年金保険の被保険者とされ、被保険者及び被保険者を使用する事業主は、それぞれ保険料を負担し、当該事業主はその使用する被保険者及び自己の負担する保険料を納付する義務を負う。	正社員雇用を増やすことにより、消費が活発化し最終的に経済に良い効果を与える事ができる。 正社員雇用を増やし、社会保険料を引き下げることで、現在支払いが滞っている社会保険料の徴収額が結果増え、財源確保する事ができる。 社会保険料を低減することにより、更なる雇用の促進と、利益計上につながる、所得税・法人税と財源の確保につながる、経済に好影響を与える事ができる。	C	(健康保険・介護保険) 御要望のような保険料免除の措置については、被保険者が等しく保険料を負担することで制度を支えることが健康保険制度等における基本であり、被用者保険内で同一の給付がなされるにも関わらず保険料に差が出ることをどのように考えるのかといった問題点があることから、御要望のような見直しを行うことは困難である。 (厚生年金保険) 社会保険制度における事業主負担は、被用者が老後等を心配すること(安心して働けることが、事業主の事業活動の円滑な実施に寄与する面があると考えられることから労働者と折半で負担することとされているものである。 また、「保険料を負担しその実績に基づいて給付を行う」ことが基本である厚生年金保険制においては、負担が低減すれば給付も低減するのが原則であり、ご提案については被用者の老後生活の安定の観点から適切でない。 一方、給付は維持したまま負担のみ軽減することとした場合には、他の会社に使用される労働者との公平性を欠くことになる。 いずれにせよ、社会貢献性の高低という基準によって保険料の低減を行うことは困難である。									1 1 0 9 1 8 0	株式会社 セ ウス・エン タープライ ズ、社団法人 日本 ニュービジ ネス協議会連 合会	厚生労働省			
0	9	0	4	5	0	国民年金に係る市への法定受託事務の規制撤廃	国民年金法第5条の3、国民年金法施行令第18条	国民年金の第1号被保険者に係る請求書、申請書、届書又は申出書の受理及びその請求に係る事実の審査等に関する事務は、市町村長が行うこととされている。	現行法では、公的年金は政府が管掌し、国民年金の事務の一部を市が法定受託事務として行うことになっていますが、市民の利便性、事務の効率性や経費削減の観点から、市が施設等を提供し、国が執行機関として(仮称)地域年金センターを設置することにより、この(仮称)地域年金センターにおいて、厚生年金及び国民年金の事務を一括して行うことができ、このことにより、市への国民年金の法定受託事務の規制を撤廃するものである。	C	第8次提案において、厚生年金及び第3号被保険者の裁定請求書の受理を、市において行うことが可能となるよう「老齢厚生年金の裁定請求受理機関の拡大」の実施をしたこと。厚生年金に係る事務を市町で実施することについては、現時点では無理な見解であり、認定に至らなかった。そのため、今回も同様の趣旨で、事業内容を変更し、再提案するものである。 なお、提案理由は別添のとおりである。									1 0 3 1 0 3 0	志木市	厚生労働省		
0	9	0	4	6	0	外国人に関する年金制度の見直し	厚生年金保険法附則第29条、国民年金法第9条の3の2	<社会保険協定の締結の推進> 社会保険協定については、ドイツ、イギリス、韓国、アメリカとの間で発効済み、ベルギーについては平成19年1月1日より発効予定、フランス及びカナダとの間で署名済みである。また、オーストラリアとの間で合意に至っており、オランダとの間で協定締結に向けて政府間交渉を行っている。さらに、スペインやチェコとの間で非公式協議を実施しているところである。 <脱退一時金制度の改正> 我が国の年金制度は、国籍に関わらず等しく適用されており、年金制度の保障の対象となっている。日本に短期滞在する外国人の方については保険料納付が老齢給付に結びつかないという問題は、社会保険協定の締結により解決すべき問題であるが、このような解決を図るまでの間の特例措置として、短期滞在の外国人の方に対し給付を行っている。	大型放射光施設Spring-8等における外国人研究者の受入れ促進事業 播磨科学公園都市では世界最大の大型放射光施設Spring-8を擁し、先端分野に開かれた放射光研究が展開されている。これまで、特例措置(501-503、504)を活用して外国人研究者の受入れ促進を図っているが、特例措置によりその在留期間が延長されていることから、加入が義務づけられている年金について、その脱退一時金の支払いの見直しに関する要望がある。 そこで、社会保険協定対象国の拡大及び脱退一時金の見直しを行うことにより外国人研究者の受入れ環境の向上を図り、国際的な研究拠点の形成を目指す。	C	年金制度については、社会保険協定により二重加入等の問題点が図られているが、現状受入を行った外国人研究者のうち当該協定の締結がされていない国(ロシア、ポーランド、インド)からの受入もある。そのため、受入れた外国人研究者の年金について、取扱いの格差をなくすため早急に当該協定の締結について推進していただきたい。 支給資格を満たさず、3年までの保険料納付期間ではその期間にあわせて段階的に脱退一時金が支払されるものの、3年以上では一定額しか支給されない。そこで、加入が必要な年金保険の脱退一時金についても、支給上限年数を引き上げ、納付期間に対応した一時金の支払いを可能としたい。											1 0 8 1 0 1 0	兵庫県、たつ つ市の市、上 郡町、佐用町	外務省 厚生労働省
0	9	0	4	7	0	法人の厚生年金保険強制適用の一定期間の延期	厚生年金保険法第6条、第9条、第82条	厚生年金保険法に規定する適用事業所に使用される70歳未満の者は厚生年金保険の被保険者とされ、被保険者及び被保険者を使用する事業主は、それぞれ保険料を負担し、当該事業主はその使用する被保険者及び自己の負担する保険料を納付する義務を負う。	新しく事業を開始した法人は厚生年金保険への加入義務があるが、5年間延期する。	C	社会保険制度における事業主負担は、被用者が老後等を心配することなく安心して働けることが、事業主の事業活動の円滑な実施に寄与する面があると考えられることから労働者と折半で負担することとされているものである。そして、厚生年金保険法においては、法人の事業所であれば等しく適用事業所とされ、その適用事業所の事業主は、事業を継続し報酬の支払いを行っている以上、保険料の納付義務を負うこととされていることから、ご提案については法の趣旨を踏まえ、脱退一時金に給付を行うことが基本である厚生年金保険制においては、当然に加入を延期した分だけ将来の給付が減少することになり、ご提案については被用者の老後生活の安定の観点からも適切でない。 このため、新しく事業を開始した法人に対する強制適用を5年間延期することは困難である。										1 1 0 9 3 1 0	個人	厚生労働省	
0	9	0	4	8	0	児童手当の支給削減要件の追加		児童手当は、子を監護し、生計を同一にする父又は母に支給されることがされており、この要件を満たさなくなったことが明らかになる場合は、現行法においても市町村長が職権で支給資格の消滅をすることが可能である。	児童手当を支給すべき事由の消滅要件の追加について、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)」(以下「DV防止法」といふ)に規定する保護命令決定による、職権消滅要件を付加すること。	D	市では、DV防止法の周知啓発を進め相談事業を重視してきたが、近年、DV被害者からの相談や保護・救済の申し出が増加している。本市のDV被害者の多くは子どもを連れて女性である。子どもを連れて被害者(多くは妻)が、DV防止法第10条による保護命令決定を受けた場合でも、加害者(多くは夫)である父親に児童手当が継続して支給されている現状がある。これは父親が保護命令決定後すぐに資格喪失届けを提出することがないため、母親に児童手当を受給できる要件が成立しないからである。この状況は児童手当法第1条の目的に沿うものではない。よって、保護命令決定と同時に職権で父親の支給要件を消滅できれば、新たに母親への支給要件が確立でき、妻の身を守るままに逃げ出したDV被害者の子の養育の経済的な支えとなりうる。本市は住み慣れた地域で安心して暮らしていける住民サービスに努めていることからこの申請を行うものである。											1 0 2 8 0 1 0	福知山市	厚生労働省

09 厚生労働省(特区第10次 再々検討要請)

下	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	'措置の分類、見直し'	'措置の内容、見直し'	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
0905052	社会福祉法人の通所リハビリテーションの活用等について	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年老企第25号)	また、病院又は診療所は、介護施設との施設の共用は原則として認められない。	福祉施設及び医療施設を合築した場合に、医療施設に区分される通所リハビリテーションを福祉施設を運営する社会福祉法人による通所リハビリテーションの活用は禁止されている。当該規制を緩和することにより、入所者及び患者の方へ一体的なサービスを行うことができるようになる。また、建築に当り求められる避難口等の設置数の規制緩和を求める。	現在、別紙のとおり、福祉施設及び医療施設を合築した場合、通所リハビリテーションは医療施設に区分されるため、福祉施設を運営する社会福祉法人による通所リハビリテーションの活用は禁止されている。当該規制を緩和することにより、入所者及び患者の方へ一体的なサービスを行うことができるようになる。また、複合施設については、避難口、エレベーター、出口、配膳室の設置がそれぞれ(計:2設備)求められるが、一体的施設であることに鑑み、1設備で建築可能になるように求める。	現行では、入所者及び患者の方へ一体的なサービスを行うことができない現状となっている。今後、ますます増加することが予想される高齢者へ対応するためにも、この度の提案の実現は必要だと考える。	C	(一)について 一方、病院又は診療所は、患者に対して適切な医療を提供するという医療上の趣旨から、病院又は診療所として必要な機能(検査室、受付、看護士等)を備える必要がある。そのため、医療機関として構築し、管理運営を独立して確保している必要がある。したがって、避難口、エレベーター、出口、配膳室を設置する場合、病院又は診療所が通所リハビリテーション、通所介護等の事業を併設する場合において、同様の機能を有する施設・設備であることをもって各施設共通の施設・設備とすることは、医療機関としての独立性を確保できないため、困難である。	医療施設と福祉施設の複合施設について、出口、エレベーター、避難口等を共通にした場合に、患者に対する適切な医療を提供する上で、問題は何か、例えば、雑居ビルに居を構える診療所等は、他のテナントと出入口、エレベーター、避難口等を共通にしている場合も、複合施設の場合も同様、共通にすることについて、再度検討し回答されたい。		C	医療機関の独立性の確保という場合、構造上他の施設と明確に区分され、医療機関毎に置かれる管理者が医療機関の管理運営全般にわたっての責任を負うことも、その責任の所在が明確化されていることが不可欠である。したがって、医療施設と福祉施設の複合施設について、エレベーター等を共通にした場合の問題点として、例えば複合施設内で病気が感染したり、事故が起こった場合等に、医療機関の管理者が負う責任が不明確になるおそれがある。 なお、雑居ビルの出入口やエレベーターが医療機関と他のテナントで共通に使用されている場合には、医療機関としての部分は雑居ビル単体の出入口やエレベーター等と構造上明確に区分され、医療機関の管理責任は明確化されている必要があることから、雑居ビルについて、出入口やエレベーター等を医療機関の施設の一部として他のテナントとの共用を認めているという点ではない。				1008010	個人	厚生労働省	
0905054	介護老人保健施設における医師の常勤配置基準等の緩和	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について(平成12年老企第4号)	介護老人保健施設においては、常勤の医師が1名以上配置されていないといけない。	介護老人保健施設の人員に関する基準に規定されている常勤の医師一人の配置については、入所者の処遇に支障の無い場合は、現行の3分の一から半分程度の非常勤医師をもって充てても差し支えないこととし、管理者においても管理業務に支障が無い場合は資格要件を緩和することができる。	介護老人保健施設の医師を非常勤でもよいとするにより介護老人保健施設における医師の確保を容易にし、地域の医師不足の解消に繋がる。また、本特例措置によりそれらの解消に繋がる。また、介護福祉施設等との差がなくなることにより、人員配置基準を緩和することにより人員費等のコスト削減をはかり、財政が逼迫している介護報酬の見直しや削減にも繋げていく。	介護老人保健施設に入所している利用者の多くは、医師が常勤して診察しなければならない状態にはないと思われる。介護老人保健施設の医師確保や地域における医師不足が深刻化する中、本特例措置によりその解消に繋がる。また、介護福祉施設等との差がなくなることにより、人員配置基準を緩和することにより人員費等のコスト削減をはかり、財政が逼迫している介護報酬の見直しや削減にも繋げていく。	C	介護老人保健施設は、「要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設(介護保険法第25条第5項)であり、基本的性格としては、要介護状態にある入所者が在宅復帰を目指すリハビリテーション施設である。このような介護老人保健施設の目的から、入所者の在宅復帰を目指す。目標指向型のリハビリテーションを計画・実施するためには、病状の不安定な高齢者の体調やリハビリテーションの状況等の継続的な管理が必要であり、こうした観点から、入所者に対して継続的に医学的管理を行うことのできる常勤医師1名を配置する現行制度が適当であると考えている。	'常勤'の医師である必要はなにか、また、非常勤の医師が複数で任にあたる場合であっても、十分な情報共有を図れば、継続的管理を担保できるか、再度検討し回答されたい。		C	介護老人保健施設においては、入所者の在宅復帰を目指す。目標指向型のリハビリテーションを計画・実施するためには、病状の不安定な高齢者の体調やリハビリテーションの状況等の継続的な管理が必要であり、こうした観点から、入所者に対して継続的に医学的管理を行うことのできる常勤医師1名を配置する現行制度が適当であると考えている。				1030010	医療法人博愛会 介護老人保健施設 勝平苑	厚生労働省	
0905054	介護老人保健施設における医師の常勤配置基準等の緩和	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について(平成12年老企第4号)	介護老人保健施設においては、常勤の医師が1名以上配置されていないといけない。	介護老人保健施設においては、常勤の医師が1名以上配置されている。	病院、診療所、介護老人保健施設、グループホーム、テラーサービスセンター、居宅介護支援事業並びに訪問サービスの運営	地域によっては医師の採用が困難なところもあり、採用の幅を広げることで採用難が緩和されるとともに、複数の診療科の医師によるより専門的な対応が可能になるといったメリットも考えられる。	C	介護老人保健施設は、「要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設(介護保険法第25条第5項)であり、基本的性格としては、要介護状態にある入所者が在宅復帰を目指すリハビリテーション施設である。このような介護老人保健施設の目的から、入所者の在宅復帰を目指す。目標指向型のリハビリテーションを計画・実施するためには、病状の不安定な高齢者の体調やリハビリテーションの状況等の継続的な管理が必要であり、こうした観点から、入所者に対して継続的に医学的管理を行うことのできる常勤医師1名を配置する現行制度が適当であると考えている。	'常勤'の医師である必要はなにか、また、非常勤の医師が複数で任にあたる場合であっても、十分な情報共有を図れば、継続的管理を担保できるか、再度検討し回答されたい。		C	介護老人保健施設においては、入所者の在宅復帰を目指す。目標指向型のリハビリテーションを計画・実施するためには、病状の不安定な高齢者の体調やリハビリテーションの状況等の継続的な管理が必要であり、こうした観点から、入所者に対して継続的に医学的管理を行うことのできる常勤医師1名を配置する現行制度が適当であると考えている。				2020010	医療法人愛国会 社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	厚生労働省	
0905050	要介護認定の再更新認定時の有効期間の緩和	介護保険法施行規則第33条、第41条	更新認定について、要介護認定機関の範囲は2か月まで認められているところ。	介護保険要介護5の第1号被保険者に対して、再更新認定時に要介護認定有効期間最大2ヶ月を3ヶ月とする。	要介護5の認定者は、いわゆる寝たきり状態の方がほとんどである。そのうち、第1号被保険者の身体機能等は、一般的に年齢とともに低下するため改善は難しい状況であり、要介護5の要介護状態区分の変更は極めて少ないと考えられる。このため、最重度の介護状態である要介護5の第1号被保険者については、要介護認定を更新した時点で、要介護状態区分が要介護5と変わらず認定期間が2ヶ月とされた者については、再更新認定時の状況により、要介護認定期間の範囲を3ヶ月まで可能とする。	本市は神奈川県下において、65歳以上の高齢人口比率が20.52%であり、県全体と比較して3%ほど高く、反対に生産年齢人口比率が県全体と比較して3%ほど低くなっている。このような状況で、介護保険については、18年7月31日現在で580人(第1号被保険者のみ)が要介護認定を受けている。 要介護認定の再更新認定時の有効期間を延長することにより、要介護者の家族の負担の軽減を図るとともに、今後増加すると考えられる介護保険の認定業務を簡素化・効率化することが可能となる。	C	介護保険制度における要介護認定の有効期間については、制度施行以降、市町村における要介護認定の効率化及び要介護認定業務の負担の増加により、当該業務の効率化に係る提案や要望が多かったことから、平成16年4月より、要介護(更新)認定の有効期間を原則1ヶ月、審査料等の状況が長期にわたって変化しない見込まれる場合等に2ヶ月間まで設定でき、制度の見直しを行ったことである。 なお、平成17年度における要介護認定の実績状況について、各市町村からの実施結果の報告を踏まえ、前回結果が要介護5の者における認定結果については、約22%の者が要介護4以下の結果を得ている状況であり、要介護5の要介護状態区分の変更が約7%に減少していることについては、要介護5の要介護認定における要介護認定は、給付の前段となるものであり、心身の状況等に即した要介護認定を適切に行うことにより、給付の適正化を推進する観点からも、現行の有効期間を維持することが必要であると考えている。						1039020	小田原市	厚生労働省			
0905051	同一事業所における認知症グループホームのユニット数及び入居者地域制限の許可緩和	'指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準'第93条第1項 '介護保険法'第78条の2第4項第4号 '介護保険法'第42条の2第1項	指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活型居宅を有するものとし、その数は1又は2とする。	現在進行中の医療モールに隣接して、介護保険法及び運営基準の緩和及び撤廃を受け、複数ユニット及び入居者の地域制限にとらわれないグループホーム運営を実現する。	大和郡山市は県庁隣接地で歴史ある町にしては地場産業も盛れ、福祉も充実した町とはいえない状況にあらず、各市町村毎の一律的ケアがなされている状態である。少人数ユニットにおいて内容ごとく合わせた運営を行い、症状や生活環境等による入居者の区分分けを実現し、その為にも幅広い地域からの入居者を募り、医学的・介護的治療を行い、今後の認知症ケアの指針となる介護方法の確立を目指す。(別紙詳細添付)	大和郡山市は県庁隣接地で歴史ある町にしては地場産業も盛れ、福祉も充実した町とはいえない状況にあらず、各市町村毎の一律的ケアがなされている状態である。少人数ユニットにおいて内容ごとく合わせた運営を行い、症状や生活環境等による入居者の区分分けを実現し、その為にも幅広い地域からの入居者を募り、医学的・介護的治療を行い、今後の認知症ケアの指針となる介護方法の確立を目指す。(別紙詳細添付)	C	(一)について 認知症高齢者グループホームは、これまでの施設のように多数の要介護高齢者を一堂に集めて集団生活でのケアを提供することの反省の上には、認知症高齢者の特性を踏まえ、小規模な居住空間、家庭的な雰囲気、なごみの人間関係、住み慣れた地域での生活の継続といった要素を基本として、入居者一人一人の個性や生活リズムを尊重したケアを行うものであり、可能な限り小規模な事業形態とし、住み慣れた地域の中に設置できるようにすることが重要である。 ユニットの数を増やすことは、1か所に多数の要介護の認知症高齢者が集まることにより、家庭的な環境を維持することが難しく、上記のケアの観点から考えて適切ではないと考えている。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。		D	グループホームのユニット数を増やすことは、1か所に多数の要介護の認知症高齢者が集まることにより、家庭的な環境を維持することが難しく、認知症高齢者に対するケアの在り方から考えて適切ではないと考えている。大規模な施設に複数のユニットを併設するのではなく、小規模な居住空間や家庭的な雰囲気等を確保した上で、複数の事業所(グループホーム)を同一敷地内に別棟で設置することは可能である。 (基準第94条第1項)に定めるサービス提供対象者である「共同生活型等」に該当しない場合は、認知症の原因となる脳血管性疾患に罹患して、ご自身の病状や生活環境等に起因する認知症を患った者については、グループホームにおいて、改めて認知症に伴う精神状態、周囲への影響を考慮し、落ち着いた日常生活環境を整える必要があるものがあり、こうした者を受け入れることについては、特段の規制は存在しない。 なお、本年4月の介護報酬改定において、日常的な健康維持や認知症予防の研修・調査、車取りも取組むための整備など医療ニーズが必要となった場合に適切な対応がとれる体制を整備している事業所に対して医療連携体制加算を新設したところであり、各事業所の判断により、ターミナルケアを行うことは可能である。				1076020	ウェルソナル株式会社	厚生労働省	
0905052	同一事業所における認知症グループホームのユニット数及び入居者地域制限の許可緩和	'指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準'第93条第1項 '介護保険法'第78条の2第4項第4号 '介護保険法'第42条の2第1項	市町村長は、地域密着型サービス事業の指定の申請があった場合において、当該申請に係る事業所が当該市町村の区域の外にある場合であっても、その所在地の市町村の同意を得ていないときは、指定をしてはならない。 市町村は、要介護被保険者から当該市町村の長が指定する者から地域密着型サービスを受けたときは、要介護被保険者に対し、地域密着型サービスに要した費用を支給する。	現在進行中の医療モールに隣接して、介護保険法及び運営基準の緩和及び撤廃を受け、複数ユニット及び入居者の地域制限にとらわれないグループホーム運営を実現する。	大和郡山市は県庁隣接地で歴史ある町にしては地場産業も盛れ、福祉も充実した町とはいえない状況にあらず、各市町村毎の一律的ケアがなされている状態である。少人数ユニットにおいて内容ごとく合わせた運営を行い、症状や生活環境等による入居者の区分分けを実現し、その為にも幅広い地域からの入居者を募り、医学的・介護的治療を行い、今後の認知症ケアの指針となる介護方法の確立を目指す。(別紙詳細添付)	大和郡山市は県庁隣接地で歴史ある町にしては地場産業も盛れ、福祉も充実した町とはいえない状況にあらず、各市町村毎の一律的ケアがなされている状態である。少人数ユニットにおいて内容ごとく合わせた運営を行い、症状や生活環境等による入居者の区分分けを実現し、その為にも幅広い地域からの入居者を募り、医学的・介護的治療を行い、今後の認知症ケアの指針となる介護方法の確立を目指す。(別紙詳細添付)	D	(一)について グループホームについては、原則として、事業所所在の市町村の被保険者が利用が限られるが、事業所所在の市町村の同意を得た上で、他の市町村が事業所の指定を受け、他の市町村の被保険者が利用可能な仕組みとしていることであり、他の市町村の被保険者の利用については、各保険者において適切に判断されるべきものである。 ご提案のような「症状や生活環境等による入居者の区分分け」については、ユニットであっても対応は可能であると考える。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。		D	グループホームなど地域密着型サービスについては、高齢者が要介護状態となっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにする観点から、原則として、事業所所在の市町村の被保険者のみに利用を限定したところであるが、事業所所在の市町村の同意を得た上で、他の市町村が事業所の指定を受け、他の市町村の被保険者も利用できるようにしていることにより、他の市町村の被保険者の利用については、各保険者において適切に判断されるべきものと考えられる。				1076020	ウェルソナル株式会社	厚生労働省	

09 厚生労働省(特区第10次 再々検討要請)

Table with columns: No., Specific measures to be implemented, Relevant laws, Current status, Proposed content, Specific implementation, Proposal reasons, Category, Content, Responses from prefectures, Reconsideration request, Opinions from proposal bodies, Review status, Prefecture responses, Reconsideration request, Opinions from proposal bodies, Proposal number, Proposal body, and Status of the system. Contains 10 rows of data related to nursing care services and elderly support.

09 厚生労働省(特区第10次 再々検討要請)

下 1 理	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	'措置の分類'の見直し	'措置の内容'の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
0 9 0 6 3 0	民間企業による介護福祉士養成施設設立を可能とする。	介護福祉士養成施設等指導要領取扱細則第1条(1)社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則第7条第1項社会福祉士及び介護福祉士法第39条第1項	介護福祉士養成施設設置主体については、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人を原則とすることとしている。	現在民間企業による介護福祉士養成施設設立は認められていないが、特区により民間企業による魅力ある複数の資格取得と再教育を行う介護専門学校を設立し、教育と就労の提供を行う。また、外国人による介護従業者を国内に定着させるため、外国人に対する入学資格を緩和し、外国人を多く受け入れ、資格取得を可能とする。	介護従業者は慢性的な不足状態の上に、質の低下を危惧される状態にあり、今後その充足のため、実践に重点をおいた教育及び常識力豊かな人材育成を行うため、介護従業者希望者、特に外国人介護従業者に対して介護福祉士等の資格取得のための専門学校を民間企業にて運営し、当該施設において就労場所も同時提供し、彼らの生活の安定を図る。又、既資格取得者に対し、認知症介護の専門家として再教育を行い、ケアミックスを含む認知症介護の発展を目指す。(別紙詳細添付)	交通の利便性に加え、歴史的文化財も多くある土地でありながら、観光面での衰退は著しいものがある。介護施設運営と同時に民間企業による専門学校設立により、就労と勉学両方の場を設け、従来の専門学校では不足している教育(外国人介護従業者には日本文化、慣習を教え、既資格取得者に対してはより専門知識教育)を行うことにより、介護従業者の充足と同時に安定した生活の場を提供し、別紙記載の街づくりと合わせた国際化と地域の活性に結びつけようとするものである。(別紙詳細添付)	C		次期通常国会で介護福祉法の改正案を提出することであるが、年明けの通常国会を意味しているのであれば、すでに一定の結論が出されていると想定されるが、具体的な検討状況をお聞かせ願いたい。		C		介護福祉士制度及び社会福祉士制度の在り方については、社会保障審議会福祉部会において御議論いただき、12月12日に、特にその養成の在り方を中心とした制度の見直しの方向について、意見書を取りまとめられたところである。これを受けて、次期通常国会に、介護福祉士資格の取得方法の見直し等に関し、所要の法律案を提出する予定である。				1 0 7 6 0 1 2	ウェルコンサル株式会社	厚生労働省
0 9 0 6 4 0	外国人介護従業者に対し、入学資格を緩和し、資格取得を可能とする。	出入国管理及び難民認定法 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令	介護業務に従事することを目的とした在留資格は存在しない。	現在民間企業による介護福祉士養成施設設立は認められていないが、特区により民間企業による魅力ある複数の資格取得と再教育を行う介護専門学校を設立し、教育と就労の提供を行う。また、外国人による介護従業者を国内に定着させるため、外国人に対する入学資格を緩和し、外国人を多く受け入れ、資格取得を可能とする。	介護従業者は慢性的な不足状態の上に、質の低下を危惧される状態にあり、今後その充足のため、実践に重点をおいた教育及び常識力豊かな人材育成を行うため、介護従業者希望者、特に外国人介護従業者に対して介護福祉士等の資格取得のための専門学校を民間企業にて運営し、当該施設において就労場所も同時提供し、彼らの生活の安定を図る。又、既資格取得者に対し、認知症介護の専門家として再教育を行い、ケアミックスを含む認知症介護の発展を目指す。(別紙詳細添付)	交通の利便性に加え、歴史的文化財も多くある土地でありながら、観光面での衰退は著しいものがある。介護施設運営と同時に民間企業による専門学校設立により、就労と勉学両方の場を設け、従来の専門学校では不足している教育(外国人介護従業者には日本文化、慣習を教え、既資格取得者に対してはより専門知識教育)を行うことにより、介護従業者の充足と同時に安定した生活の場を提供し、別紙記載の街づくりと合わせた国際化と地域の活性に結びつけようとするものである。(別紙詳細添付)	C		外国人介護福祉士の我が国での就労については、次の理由から認められない。 介護分野は介護福祉士の資格がなくとも就労できる分野であり、資格者・無資格者の区分なく同一の労働市場を形成しているため、外国人介護福祉士を受け入れることは、日本人介護福祉士だけでなく、日本人介護労働者全体との競合・代替が生じること。 将来的にも、国内の供給余力が常に労働力需要を上回ることが見込まれる中、外国人介護福祉士を受け入れることは、この分野への就業希望の多い若者、女性等の雇用機会の喪失、日本人介護労働者の労働条件の低下などの悪影響が大きいこと。 介護分野において低労働条件が固定化すれば、介護サービスの質的向上を阻害すること		C					1 0 7 6 0 1 3	ウェルコンサル株式会社	警察庁 厚生労働省	